

2021（令和3）年度監査報告書

定款第15条第7項の監事に関する規定に基づき、令和3年度における活動・業務及び会計の監査を令和4年4月15日食科協事務局において実施したので、次のとおり報告する。

1. 監査の方法

- (1) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、事業報告書、収支計算書及び領収書、並びにこれらに関する帳簿類の正確性を監査した。
- (2) 活動・事業監査については、常任理事会に可能な限り出席して業務の執行状態を観察するとともに、事業報告書及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて活動・業務の執行の妥当性を監査した。

2. 監査意見

- (1) 収支計算書及びこれらに関する帳簿類の記載金額は一致し、収支状況及び財産状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は定款に基づき運用されており、真実である。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為又は定款に違反する事実はないと認める。

以上

2022（令和4）年6月7日

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会

監事 中川 則和



監事 小俣 勇

